

富山県奨学金返還助成制度

対象企業Q & A

1 対象企業の登録申請

Q 毎年度、申請をする必要がありますか。

A 対象企業は年度毎の認定を行いますので、その都度申請をお願いいたします。

Q 対象学生についての登録内容の変更はいつまで可能ですか。

A 登録申請期間内であれば可能です。締切後の変更は受け付けません。

Q 登録申請時点で既に内定もしくはそれに準ずる行為（内々定）等を出している学生に対して助成することはできますか。

A その場合、その学生に対して本制度の利用はできません。

2 出捐金

Q 登録したが、助成対象者の内定に至らなかった場合も出捐しなければならないのですか。

A その場合、出捐の必要はありません。

Q 助成対象者を採用内定としたが、内定の辞退があった場合どうなりますか。

A 内定辞退となった場合は、基金へ出捐していただく必要はありません。

Q 出捐金の分割払いはできますか。

A できません。助成対象者が就業した年度の4月末までに一括してお支払い願います。

Q いつまでに支払う必要がありますか。

A 県が発行する納入通知書により助成対象者が就業した年度の4月末までにお支払い願います。

Q 助成対象者を複数名採用した場合、出捐金はどうなりますか。

A 採用1人につき、その助成対象者の対象経費の1/2を基金へ出捐いただきます。

Q 採用した助成対象者が退職した場合、出捐金はどうなりますか。

A 助成対象者が離職した場合は、返還助成は打ち切りになります。出捐金の返還は原則として行いませんが、交付要綱第9条の但し書きにより、出捐金の未支払い相当分を対象企業に返還させていただきます。

3 助成対象者の就業後

Q 出捐金の納入後、何か企業が行わなければならないことはありますか。

A 助成対象者に就業後、毎年在職証明書を発行願います。また、助成対象者の離職、対象企業の登録内容の変更等がありましたら、ご連絡ください。

Q 採用した助成対象者を県外勤務とした場合、助成金はどうなりますか。

A 県外勤務となった場合は、助成の対象外となります。ただし、10年の助成対象期間中に県外勤務から再び県内勤務に戻った場合は、助成を再開し、交付停止期間は10年に含みます。

Q 採用した助成対象者を県外勤務とした場合、出捐金はどうなりますか。

A 交付要綱第9条の但し書きにより、出捐金の残額を対象企業に返還させていただきます。返還時期は、交付期間10年目となります。